

社会福祉法人札幌正栄会

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日までの3年間

2. 当社の状況

- 当社は女性の割合が高く活躍しているが、より男女ともに活躍できる寛容を目指し、職業生活と、家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に取り組む。

3. 目標と取り組み内容・実施期間

目標1：女性の育児休業取得率を75%以上とする。

〈 対策 〉

- 令和4年4月～ 育児休業について、対象職員や所属長、職場に情報提供
- 令和4年10月～ 育児休業についての情報や制度について、職員へ適宜周知

目標2：男性の育児休業取得率を7%以上とする。

- 令和4年4月～ 対象となる男性職員に対して、個別に情報提供
- 令和4年10月～ 対象となる男性職員へのフォローアップ、個別の事例収集・提供